

平成29年度 税務事務運営方針

第1 基本的事項

平成21年度の県（税）事務所の統合により、香川県県税事務所に賦課徴収事務が一元化され、課税部門における担当職員の複数配置による専門性の向上や徴収部門におけるチーム型多段階型滞納整理の全県的推進、さらには個人住民税の徴収に関する市町支援の強化が図られたところである。

このような体制のもと、税務課は、県税事務所との密接な連携のもと、税務行政全般に係る課題・問題点を整理し、解決に向けた方策の企画立案及び全庁・全県的な調整を中心とした事務執行に努める。

併せて、今後、再延期された消費税10%への引上げ、地方法人課税・車体課税の見直し、さらには個人番号制度の導入や電子化の推進などに関連して地方税制度も大きく変わると考えられることから、制度変更などに迅速、かつ、的確に対応できるように国等の動向を注視し、情報収集に努める。

また、県税事務所は、職員の高い専門性の確保を図るため、複線型人事管理制度による専門職員も活用して、これまで培ってきた知識と技術を確実に蓄積・継承するとともに、税収確保の具体的な目標を設定し、その達成に向けて、創意工夫し、効果的・効率的な事務執行に努め、税務行政の適正な推進に積極的に取り組む。

第2 信頼される税務行政の推進

1 税務職員に求められる役割

納税者に直接対応する税務職員は、納税者にとって、県の税務行政を代表する者であり、公平・公正な課税及び徴収を実現することが県民の信頼を得る最良の手段であることを自覚し、法令等に従い毅然と対処しなければならない。

また、納税者に対し、制度の趣旨や背景等も踏まえた説明責任を果たすとともに、納税者からの相談や苦情については相手の立場をよく理解したうえで、わかりやすく、丁寧に説明を行うなど、納税者に信頼される税務行政の推進に努めなければならない。

2 綱紀の保持及び税務情報等の取扱い

公金を取り扱う立場にある税務職員にあっては、たとえ、それが一人の職員が惹起した事件であっても、税務行政の運営に多大な悪影響を及ぼすばかりでなく、県政全般について、県民の信頼を失わせるものとなることから、常に危機管理意識を持って、綱紀の厳正な保持に努めなければならない。

また、税務職員は、税務情報の流出を防止するために、日々の業務遂行にあたり情報の取扱いに十分留意するとともに、特に、業務以外の目的で税務情報を外部へ持ち出してはならない。個人番号利用事務の実施に際しては、「個人番号利用事務に係る取扱規程（県税

関係)」を遵守し、特定個人情報 を適正に取り扱う。

第3 自主納税の促進

1 納税窓口の拡大

税は、自ら納税するのが基本であり、自主納税の促進は、滞納発生を抑制するだけでなく徴税経費の節減にも繋がることから、自動車税については、コンビニ収納とクレジットカードによる収納を引き続き実施する。

また、税務システムの再構築にあわせて、電子納税やATMからの納税が可能になるマルチペイメントの導入を検討する。

2 税務広報の充実

県民の税に対する理解と認識を深めるとともに、納税者が納税意識を持ち、進んで適正申告と納期内納税を励行するよう、タイムリーで効果的な税務広報を行う。

特に、自動車税のグリーン化税制や自動車取得税の「エコカー減税」の見直しについては、ホームページなど各種広報媒体を通じて周知することにより、県民の理解を得るよう努める。

また、滞納整理に関する広報を積極的に実施することで、滞納者に対するアナウンスメント効果を高める。

第4 税務調査の充実と課税事務の適正な執行

公平・公正な課税のため、課税資料の収集や税務調査の計画的・効率的な実施により、課税客体の完全捕捉と課税標準の的確な把握に努め、適正な課税事務を執行する。

なお、本年度から県税事務所長に権限が委任された県税の特別措置に係る課税免除・不均一課税の業務については、事務に支障の無いよう、適切に業務を引き継ぐ。

1 法人県民税・法人事業税・地方法人特別税

納税者の利便性向上や税務事務の効率化の観点から、eLTAX の一層の利用促進に取り組むとともに、外形標準課税や分割基準などの調査等を通じて、県の基幹税目である法人県民税、法人事業税の適正な申告の促進に努める。

2 個人事業税

個人事業税の課税基礎データについては、国税とのデータ連携及び税務署における書類の閲覧・複写により所得税申告書の情報を適切に収集し、円滑な課税事務に努める。

また、県税事務所への直接申込が可能な「口座振替申込用はがき」の納税通知書への同封を継続し、口座振替利用者の拡大に取り組む。

3 不動産取得税

承継取得の課税資料等の収集においては、市町との連携に努めるとともに、確認作業の徹底を図りながら適正な課税に努める。

また、原始取得における非木造の固定資産評価事務においては、市町に対する支援の観点から、大規模家屋等の評価事務支援及び非木造家屋評価研修を引き続き実施し、市町の評価技術の向上等を図る。

4 自動車二税

(1) 車体課税の見直しへの対応

平成28年11月の税制改正において、自動車取得税の廃止時期並びに自動車税及び軽自動車税における環境性能割の導入時期がそれぞれ平成31年10月1日に延期されたことから、その導入に向けた準備を行う。

特に、軽自動車税の環境性能割については、課税主体は市町であるが、当分の間、県が賦課徴収等を行うこととされており、この間の減免については、県の自動車税の環境性能割と同じ内容とする必要があるため、市町と十分に連携・調整を図りながら準備を進める。

(2) 身障減免制度の適正な運用

自動車税・自動車取得税の身体障害者に対する減免の判定方法を昨年度から見直し、対象範囲を拡大したところであり、納税義務者に対し、減免の要件などの制度についての十分な理解が得られるよう丁寧な説明に努める。また、引き続き、構造減免自動車の現地調査を計画的に実施する。

5 自動車保有関係手続ワンストップサービス（OSS）

OSS都道府県税協議会が開発を進めてきたOSS共同利用化システムは平成28年度に開発を終え、平成29年度から稼働する。

本県においては、今年度から再構築を行う税務システムの稼働時期に合わせて平成31年10月に導入できるよう、警察本部及び出納局等と調整を図りながら、マルチペイメントの導入等必要な準備を進める。

6 軽油引取税

(1) 不正軽油対策

路上抜取調査において混和疑義軽油が散見される状況にあり、脱税事案の発生が懸念されることから、不正軽油対策や免税軽油の用途外使用を防止するため、定期的な調査と不正軽油撲滅に向けた啓発を引き続き実施する。

(2) 特別徴収義務者の経営状況の把握

特別徴収義務者の経営状況は、軽油引取税の申告・納入に大きく影響することから、

これら経営状況等について、的確に把握する必要がある。このため、定期的に経営状況等の調査を実施するなどして、不納入事案の防止に努める。

なお、期限後納入等が発生した場合には、迅速に税債権の確保に努める。

(3) 免税軽油制度

免税軽油制度については、関係者に対して免税証及び免税軽油使用者証の適正な取扱いの指導・周知に努める。また、免税軽油制度は、平成29年度末で法律の期限切れとなることから、その後の制度の検討状況について注視し、制度延長に伴う免税証交付手続等の円滑な実施に備える。

第5 滞納整理の推進

滞納税額の累積は、県財政の運営に深刻な影響を及ぼすばかりでなく、善良な納税者の納税意欲の減退を招くなど、税負担の公平及び納税秩序を阻害する要因となることから、徹底した滞納整理を推進する。

1 県税事務所内の連携・情報の共有化

滞納整理課及び特別整理対策課の二課間において、情報の共有化や有機的な連携を図り、一体的な運営に努める。

2 組織的な滞納整理と高額課税案件への取組み

チーム型多段階型滞納整理の全県的な展開により、組織的な滞納整理に努めるとともに、高額課税案件については、課税部門と連携を密にして早期の収納を図るとともに、滞納が発生した場合は、時機を失することなくその整理を行う。

3 個人県民税の徴収確保

個人県民税の収入未済額は、平成27年度決算で13億1千万円余と県税収入未済額の約76%を占めている。

このため、県としては、個人県民税については滞納整理の強化と滞納発生防止の両面から取り組んでいる。

滞納整理の強化としては、個人住民税の賦課徴収を行う市町の支援を行うために、香川滞納整理推進機構を活用し、個人住民税の滞納繰越分の早期圧縮を図る。

また、個人住民税の滞納発生防止については、効果の高い特別徴収制度の拡大に市町とともに取り組んでおり、今年度においては、平成28年度に働きかけを行った従業員数5人から9人までの事業所に対して、市町から課税通知を送付することとなっており、これらが滞納となった場合には、市町と連携して滞納整理推進機構が主体となって滞納処分を行う。

さらに、原則すべての事業主において、平成31年度から特別徴収を実施していただく

予定であり、今年度、来年度の2年間で、すべての未実施事業所を対象として、市町と連携して特別徴収実施の働きかけを行う。

4 適正な債権管理

不良債権については、執行停止基準に基づき、租税債権の管理上健全な税財政を運営するために十分な財産調査のうえ、積極的に停止等の措置を行うなど、適正な債権管理に努める。

5 計画的・効率的な滞納整理の実施

滞納整理の進捗や分納の状況等滞納整理状況について、組織的に情報の共有化を図るため、滞納整理支援システムにより進行管理を行い、組織的な電話催告及び臨戸訪問により初動期の接触率を高めて短期間での収納に努める。

また、常習滞納者については、保存関係資料等過去のデータを活用するなどして、速やかに滞納処分を実施する。

県税事務所においては、運営方針を踏まえた年間徴収事務管理計画を策定し、効果的で効率的な滞納整理を行う。

第6 県民サービスの確保

県税事務所の統合により、県内4つの県民センター及び中讃税務窓口センターで納税証明書の発行や免税軽油申請書の受付等を行うなど、県税事務所の窓口代替機能を果たしているが、引き続き県民からの要望・意見に耳を傾け、県民サービスの確保が図られるよう、県民センター等の円滑な業務執行に努める。

第7 人材育成

毎年度の税制改正等により、ますます複雑化する税務行政に的確に対応するためには、税務に関する専門的な知識と技術はもとより、納税者の様々なニーズに柔軟に対応できる幅広い見識が求められている。

また、税に携わる県職員は、国税のように税の専門職ではなく、概ね3~4年のサイクルによる人事異動により、高い専門性を有した税務職員の確保が困難な状況となっている。

このような中、複線型人事管理制度の活用をはじめ、スペシャリストとしての税務職員の育成に努めることとし、税務初任者に対しては、年度当初に県税事務所と共同して、総括的な全体研修と担当別の個別研修を実施するほかOJT等により実務の習得を図る。

また、県税事務所においては、幅広い知識の習得による担当業務の質の向上及び所内連携・機動的な応援体制の構築を目的として、担当業務以外の業務についての研修を実施する。

さらに、自治大学校における「税務徴収事務コース」や「税務会計特別コース」に加え、基幹税目である法人事業税に係る調査能力向上のための「直税課税研修」や非木造家屋の評価能力向上のための「不動産評価研修」へ税務職員を派遣するほか、課税・徴収に必要な財

務諸表等の知識を身につけるための「日商簿記、税理士」講座などの受講を勧奨する。

第8 税務システムの再構築

平成7年度に全面稼働した現行の税務システムは、平成25年3月に汎用コンピュータからサーバに移行（リホスト改修）し、経費の削減を図ったところであるが、度重なる税制改正等によりシステムが複雑化している等の課題がある。

このような状況の中、平成25年度に税務システムのドキュメント整備及び納税者データの品質向上等を実施できるシステムの整備、平成26年度は、特定個人情報保護評価や番号制度対応システムの設計などの税務システムの番号制度への対応を開始、27年度においては、税務システムの番号制度への対応を引き続き行い、その運用試験等を実施した。

平成28年度においては、税務システムの再構築のための要求仕様書等を作成した。

平成29年度においては、要求仕様書に基づき総合評価方式によりシステム開発業者を選定し、県税事務所との役割分担のもと要件定義・基本設計・詳細設計を行う。平成30年度にはプログラム作成等、31年度には総合テストを行う予定で、消費税増税となる平成31年度10月1日から新システムを稼働させたい。

なお、システムの再構築は、他県システムの最小限の改修で行う方針であり、担当別の人員の増減はあっても、トータルでは人員増にならないようにしたい。